

## 【アメリカ】 ニューヨーク州同性婚法成立

海外立法情報課・井樋 三枝子

\* 2011年6月24日、婚姻平等法案がクオモ州知事の署名を得て成立した(2011年法律第95号)。これまで、ニューヨーク州は、ロードアイランド州及びメリーランド州と同様、他州で有効な同性婚については、承認していたが、この法律の成立により、マサチューセッツ州、コネチカット州、アイオワ州、ヴァーモント州、ニューハンプシャー州及びワシントンDCに続き、同性婚を認める州となり、これに関する明確な制定法を有する州となった。

### 制定の経緯

ニューヨーク州議会では、2007年及び2009年にも類似の法案が下院を通過したが、上院で可決されず、成立が阻まれていた。今回は、クオモ州知事が法案の共同提出者となる議員を両院で募り、法案を両院で確実に通過させるよう準備をしていた。しかし、議会審議が始まってからも、共和党優位の上院における反発が強く、最終的には司祭、牧師、僧侶等は、同性の結婚式の挙行を拒否できること、宗教団体や慈善団体は、同性の結婚式やミサへの関与を強制されないことを法案修正として付け加えるよう州知事が主導した結果、上院での過半数の賛成が確保された。この法案修正は、同性婚に反対する宗教家が同性の結婚式の挙行を拒否した場合、訴訟を提起されるおそれがあることを危惧する反対派議員に対し、法案推進派が譲歩したものである。

### 法制定前の同性婚に関する制度

- ・州法（制定法）上、明確に同性婚を「禁止」又は「否定」する条文はない。
- ・州最高裁判所により、2005年、州における婚姻（法的な意味での結婚）は異性間のもののみを指すと判決が下されている。しかし、一方では、2007年の州第一審裁判所判決と2008年の州第一審上訴部判決においては、他の法域において認められた同性婚については「自州（ニューヨーク州）に反対の内容の規定が存在しないことから、その効力を認める」と判断されている。
- ・婚姻とは、州により承認、認可及び証明される州行政法の規定に基づく関係であり、宗教とは無関係の制度である。有効な婚姻の条件である婚姻の承認又は挙式は、必ずしも宗教家が行う必要はない（州家族関係法（DRL）第11条）。婚姻に際し、宗教家に祝福、儀式等を強制することは、その聖職者の信教の自由を侵害する（合衆国憲法、州憲法、州人権法（州行政法第15編）第296条(11)等）。
- ・州人権法は性別に基づく差別を違法と規定するが、宗教団体及び慈善団体はその例外とされている（州行政法第296条(11)）。

### 法律の概要

題名は、婚姻能力に関して、家族関係法を改正する法律である。

第1条 この法律の略称を、婚姻平等法とする。

第 2 条 婚姻の自由は基本的人権であり、同性間であっても婚姻により得られる権利、保護、責任、恩恵等を平等に享受すべきであり、婚姻により広く家族関係が強固に構築されることで、州の社会が強化されるということが、立法の意図である。

第 3 条 DRL に第 10-a 条を新設し、次の事項を定める。

- ・有効な婚姻の条件として、両当事者の性別は、考慮しないものとする。
- ・婚姻に関連する（州）政府による取扱い、法的地位、法的効力、権利、恩恵、特権、保護、責任等は、当事者が同性か異性かにかかわらず、同等とする。
- ・州法上の、又は州法において言及されるすべての性に特定の文言は、性中立的に解釈する。
- ・DRL に第 10-b 条を新設し、この法律に基づく同性婚は、宗教団体や慈善団体に対する保護と免除の規定の適用を制限しないこととする。

第 4 条 DRL 第 13 条を改正し、当事者が同性であることを理由として、行政は、婚姻許可書申請を拒否してはならないこととする。

第 5 条 DRL 第 11 条(1)を改正し、宗教家（聖職者）が必ずしも同性結婚式を執り行う義務を負わないこととする。

第 6 条 この法律の施行日は、制定日の 30 日後とする。

### 連邦法との関係、他州の動向

現在、連邦法には、婚姻は異性間のみとし、他州で有効とされる同性婚を承認するかどうかは、その州の判断によるという内容の婚姻防衛法（DOMA）が存在する。2010 年末、連邦地方裁判所が DOMA に基づき、連邦の健康保険、年金、相続税等について、同性カップルが婚姻関係として取り扱われないことは違憲であると判断したことを受け、2011 年に入りオバマ大統領は、DOMA は違憲であり、連邦政府が当事者となっている DOMA 関連のこの訴訟について、控訴しないよう司法省に指示した。このほか、2010 年末に、同性愛者の軍務禁止規定の廃止を連邦議会に求め、実行させる等、オバマ政権は同性愛者の権利を保護する政策を推進してきた。

しかし、各州は必ずしも同性婚を容認する方向にはない。2011 年 6 月 27 日現在、州憲法上婚姻を異性間に限定する明確な規定を有する州が 29 あり（連邦裁係争中のカリフォルニア州を除く）、それ以外に、12 州が州法上同性婚を明確に禁じている（州最高裁違憲判決の出た州は除く）。同性婚に反対する保守派団体や宗教団体は DOMA がある限り、各州の同性婚法の効力は限定的に過ぎないとの立場を依然として崩さないが、今後、同性婚の増加と、それに伴う同性カップルの移動が増加することにより、他州で成立した婚姻関係の承認を求める動きも活発化するとも考えられている。

同性婚法制定の新たな動きとしては、2011 年 7 月 2 日のロードアイランド州シビルユニオン法の成立がある。これは同性間のみを対象とし、婚姻に類似の許可及び承認手続が取られるものではあるが、宗教団体に関係する病院、墓地等における同性カップルに対する差別的取扱いを認めた内容であり、ニューヨーク州ほど平等な同性婚法ではない。州知事は同法署名にあたり、今後一層の結婚の平等を進めたいと述べた。